

中国技術輸出入管理条例およびその改正について

魏 啓 学*
陳 傑**

抄 録 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」は、中国技術輸出入管理に関する重要な法規であり、中国技術輸出入管理制度の基本的なフレームワークとなっている。この条例に基づき、輸出入技術は、自由、制限と禁止との3つに分類される。輸出入自由技術は自由に輸出入できるが、契約届出手続を行う必要がある。輸出入制限技術には、許可証制度による管理が採用されている。輸出入禁止技術は輸出入が禁止されている。2002年1月の施行以来、本条例は2019年3月に初めて改正された。この改正は主に、第三者の権利侵害時の責任負担、改良技術の帰属及び禁止規定の制限的条項等を含む、国内外に広く注目されている3つの条項が削除された。今回の改正によって、技術輸入契約も中国国内技術契約と同様な法律適用となり、当事者間の約定を更に尊重するようになったと思われる。第三者の権利侵害時の侵害責任及び改良技術の帰属について、当事者同士は自由に約定できるが、契約の約定は「契約法」等の関連法律法規及び公平信義誠実の原則に従わなければならない。

目 次

1. はじめに
2. 条例の概要
 2. 1 制定背景と位置付け
 2. 2 条例の内容
3. 中国の技術輸入手続きの紹介
 3. 1 輸入技術の分類
 3. 2 輸入自由技術の届出手続
4. 条例改正内容の紹介
 4. 1 改正の背景
 4. 2 改正の内容
 4. 3 改正の影響と留意点
5. おわりに

1. はじめに

2019年3月18日、中国国務院（内閣）は「国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定（国務院令第709条，2019年3月2日付）」を公布し、49件の行政法規の一部の条項が改正されたことを発表した。そのうち、広く議論さ

れていた「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（以下、「条例」という）も、一部改正が行われた。

今回の改正は2002年から施行された条例の初めての改正であり、改正内容は多くないが、改正された条項がいずれも長く議論されていたものであるため、大きな注目が集まっている。

本稿では、条例の制定背景及び主な内容を振り返り、中国技術輸出入の関連制度等を再整理するとともに、条例の改正内容及び今後の中国技術輸出入の実務への影響、外国企業の留意点を説明する。

2. 条例の概要

2. 1 制定背景と位置付け

中国が改革開放時期に入ったばかりの1980年

* 北京魏啓学法律事務所 弁護士 弁理士
Qixue WEI

** 北京魏啓学法律事務所 弁護士 Jie CHEN

代、科学技術の重要性及び中国技術と国際先端技術との大きな差に対する認識が高まり、技術輸入は中国技術力を向上させる重要な手段となった。技術輸入管理を規範化し、秩序を保つために、中国国務院は1981年と1985年のそれぞれに、貿易又は経済技術協力を含む技術導入によって、外国から技術を取得する際の管理を規定する「技術導入及び設備輸入作業暫行条例」及び「技術導入契約管理条例」を制定した。上記両条例はそれ以来長期にわたり、中国の技術輸入に関する最も重要な規範となっていた。

しかし、改革開放の進化と、中国技術輸出入の発展及び国際技術貿易環境の変化に伴い、上記規範は徐々に現状に合わなくなり、特に条例内容の一部がTRIPS協定の関連規定と抵触し、調整が迫られていた。

中国技術輸出入管理条例は2001年10月31日に開かれた国務院第46回常務会議において正式に通過され、2001年12月10日より公布され、2002年1月1日から正式に施行された。この条例は、中国が世界貿易機関に加盟した後に制定した重要な行政法規の1つである。

その後、当時の対外経済貿易合作部等の国務院に属する関連部門は当該条例に基づき、「輸入禁止・輸入制限技術管理弁法」(2009年、商務部令1号令改訂)、「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」(2009年、商務部、科学技術部令2号令改訂)、「技術輸出入契約届出管理弁法」(2009年、商務部令3号令改訂)等を公布した。これらの規範は中国技術輸出入管理の基本的な制度を構築し、技術輸出入管理条例はこの制度の主なフレームワークになっている。

2.2 条例の内容

改正前の条例は合計5章55条で、総則、技術輸入管理、技術輸出管理、法律責任及び附則等からなるものである。今回の改正はいくつかの条項を削除したので、改正後の条例は、合計53

条である。全体の構成などは変わっていない。

条例第2章(改正前の第7~29条, 改正後の7~27条)は技術輸入の管理に関するものである。条例に基づき、輸入技術は3つに分類される。「国は、先進的で実用的である技術の輸入を奨励する」(条例第7条)。「輸入禁止技術は、輸入してはならない」(条例第9条)。「輸入制限技術については、許可証管理を実施する。許可を得ていないときは、輸入してはならない。」(条例第10条)。「輸入制限技術を輸入するときは、国務院外経貿主管部門に技術輸入請求をし、かつ、関連書類を添付しなければならない」(条例第11条)。許可証を得た後に、技術を輸入できる。「技術輸入契約は、技術輸入許可証の発給日から発効する」(条例第16条)。

条例第3章(改正前の第30~45条, 改正後の第28~43条)は、技術輸出の管理に関するものである。技術輸入と同様に輸出される技術も3類に分かれる。「国は、成熟した産業化技術の輸出を奨励する」(改正前の条例第30条, 改正後の条例第28条)。「輸出禁止技術は、輸出してはならない」(改正前の条例第32条, 改正後の条例第30条)。「輸出制限技術については、許可証管理を実施する。許可を得ていないときは、輸出してはならない」(改正前の条例第33条, 改正後の条例第31条)。「輸出制限技術を輸出するときは、国務院外経貿主管部門に請求をしなければならない」(改正前の条例第34条, 改正後の条例第32条)。

条例第4章(改正前の第46~52条, 改正後の第44~50条)は、関連法律責任を定めるものである。輸出入禁止技術を輸入し、若しくは輸出し、又は輸出入制限技術が無許可で輸出し、若しくは輸入したときは、刑法の密輸罪、不法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪に関する規定に基づいて、法に従って刑事責任を追及する。刑事処罰をするに及ばないときは、状況に応じて、税関法の関連規定に従って処罰し、又

は国務院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。国務院外経貿主管部門は、併せてその者の対外貿易経営の許可を取り消すことができる。(改正前の条例第46条、改正後の条例第44条)

3. 中国の技術輸入手続きの紹介

今回の改正は主に技術輸入の条項に関する点である。科学技術大国である日本と中国との技術貿易において、中国企業は日本企業からの技術導入、すなわち技術輸入が多いので、本文では、技術輸入の手続きをメインに説明する。

3. 1 輸入技術の分類

上述したように、輸入技術は、輸入自由技術、輸入禁止技術及び輸入制限技術に分かれる。

輸入禁止技術又は輸入制限技術であるかは、「中国輸入禁止・輸入制限技術目録」(元対外貿易経済合作部、元国家経済貿易委員会令2001年第15号公布、2007年の商務部令2007年第7号改訂)を参照可能である。

この目録によれば、輸入禁止技術の参考原則は次のとおりである。

- (1) 輸入後に中国の国家安全または社会の公共道徳に危害をもたらす技術。
- (2) 輸入後に人の健康または安全に深刻な影響を及ぼす技術、動植物の生命または健康に深刻な影響を及ぼす技術、中国の生態環境を破壊する技術。
- (3) 輸入後に中国社会の公共利益に深刻な影響をもたらす技術。
- (4) 国の法律・行政法規の規定に従い淘汰された製造プロセス。
- (5) 法律・行政法規の規定に基づき輸入禁止を要するその他の技術。
- (6) 中国が締結または参加している国際条約・国際協定の規定に基づき輸入禁止を

要する技術。

輸入制限技術の参考原則は次のとおりである。

- (1) 輸入後に国家安全、公共利益または公共道徳に悪影響をもたらす技術。
- (2) 輸入後に人の健康または安全にある程度影響を及ぼす技術、動植物の生命または健康にある程度影響を及ぼす技術、中国の生態環境に悪影響を及ぼす技術。
- (3) 国内の特定産業の確立またはその確立を加速するために輸入制限を要する技術。
- (4) 国の国際金融における地位及び国際収支バランスを保障するために制限を要する技術。
- (5) 国の法律・行政法規の規定に基づき産業政策に合致していない技術。
- (6) 法律・行政法規の規定に基づき輸入制限を要するその他の技術。
- (7) 中国が締結または参加している国際条約・国際協定の規定に基づき輸入制限を要するその他の技術。

上記原則によれば、国家安全、社会安定、環境保護などに損害をもたらす恐れがある技術などは、制限または禁止される。それ以外のほとんどの技術は、輸入自由技術である。

3. 2 輸入自由技術の届出手続

(1) 商務部門への技術輸入契約の届出手続

輸入自由技術は自由に輸入できるが、規定に基づき契約の届出をしなければならない。ただし、この届出は契約が発効する条件ではなく、輸入自由技術契約は法に照らして成立時に発効する。

届出手続は、具体的に次のとおりである。

1) 主管機関

条例に基づき、中華人民共和国商務部(日本の「経済産業省」に相当する)は、全国の技術輸出入管理業務を管理する。省、自治区、直轄市人民政府の対外経済貿易主管部門は商務部の

授權を通じて本行政区域内の技術輸出入管理業務を管理する。

しかし、手続を行う場合、事前に当地の具体的な規定を調べなければならない。通常、省の首府（都）において、ほとんど直接その手続を行えるものの、地方では地方又は所在の開発区の初歩的審査許可を経たうえ、省の首府で届出手続を行うものとする。

2) 届出手続の申請日

2009年3月1日から施行された「技術輸出入契約届出管理弁法」に基づき、技術輸出入の経営者は、契約の発効日以降60日以内に契約届出手続をしなければならないが、その支払方式がロイヤルティー方式である契約の場合、技術輸出入の経営者は初回のロイヤルティー方式の基準金額の形成日以降60日以内に、契約届出手続をしなければならない。

3) 提出書類

- ①技術輸（出）入契約届出申請表とデータ表
- ②技術輸（出）入契約書原本（外国語の場合は中文訳が必要）
- ③契約当事者の法的地位を証明する書類

しかも、前年度の財務報告書などの資料が求められる可能性もある。詳細には現地の主管機関に問い合わせるべきである。

4) 審査許可手続

各地方のそれぞれの要求に基づき、ある地方では審査手続を行う前に、当地の対外経済貿易主管機関による方式審査を経て、地方管理機関が発行する方式審査の合格許可証類を取得した後、自ら省級の対外経済貿易主管機関にて手続を行う。

5) 審査時間

通常、主管機関は2～3通常業務日以内に技術輸（出）入契約に関する登録手続を行い、「技術輸出入契約届出証明書」を発行する。

6) 「技術輸出入契約届出証明書」の役割

申請者は、当該証明に基づき、国外為替、銀行、

税務、税関などの関連手続を行うことができる。

また、輸入した技術は、専利（特許・実用新案・意匠）であり、かつ、輸入の方式は外国企業から中国企業への譲渡である場合、当該証明を取得してから、はじめて国家知識産権局に譲渡の届出手続を行うことができる。

(2) 国家知識産権局への届出手続

前述で紹介した届出手続は、技術輸入契約の届出手続である。輸入技術は、専利または専利出願権である場合、輸入方式が譲渡であるか許諾であるかによって、対応する専利譲渡手続または専利許諾契約の届出手続を行うべきである。その際の届出手続は上述の現地商務主管機関に加えて国家知識産権局への届出手続もそれぞれ必要である。

1) 国家知識産権局における譲渡の届出公告手続

国家知識産権局における譲渡の届出手続は主に書誌項目の変更手続である。技術譲渡人又は技術譲受人が専利代理機構に依頼して国家知識産権局の受理処に「書誌項目変更申報（申告）書」、譲渡契約、専利代理機構への授權委任状及び前記「技術輸出入契約届出証明書」を提出し、同時に書誌項目変更費用を納付し、書誌項目の変更を申請する。

国家知識産権局は、審査を経て提出書類が合格したと認めた場合、1～2ヶ月以内に「手続合格通知書」を発行する。「手続合格通知書」発行日は、通常、譲渡契約の届出日と見なされる。専利権の譲渡は届出日から発効する。

また、実務上、国家知識産権局は「手続合格通知書」を発行してから、1～2ヶ月以内に専利公報に公告することとなる。

2) 国家知識産権局での許諾契約の届出手続

「専利法実施細則」第14条に、「専利権者が第三者と締結する専利実施許諾契約は、契約の発効日から3ヶ月以内に国务院特許行政部門に届出しなければならない。」と規定されている。

当該規定によれば、届出は契約の発効要件ではないが、善意の第三者に対抗できる要件である。

また、実施許諾に関するロイヤルティーを海外に送金した場合、届出証明を銀行に提出する必要がある。

なお、届出の証明は実施許諾契約の存在を証明する有力な証拠で、当事者は、契約届出の証明さえ示せば、ライセンサーが差止請求と賠償請求を行う際、すなわち、訴訟又は行政取締などの手続を行う際に相当有利になる。しかも、届出済みの契約の許諾性質、範囲、期間、ロイヤルティーの金額などは、裁判所、専利管理機関が調停又は侵害紛争賠償金額を決める時の参考になる。

届出の手続としては、専利実施許諾契約を締結してから3ヶ月以内に、契約書原本、専利証書の複写本、ライセンサー及びライセンサーの企業届出証明、双方の法定代表者身分証明、記入済みの専利実施許諾契約届出申請表（知識産権局の指定フォームがある）及び代理人に依頼する場合の授權委任状（国外当事者は必ず知的財産代理事務所に依頼すること）などの資料を国家知識産権局の関係部門に提出し、届出手続を申請することができる。

国家知識産権局の担当官は、前記資料を審査したうえ、適格であると認める場合は、「専利実施許諾契約届出証明書」を発行する。

国家知識産権局は、実施許諾契約の関係届出内容を専利届出簿に登録し、かつ当事者名称、許諾の種類、期限などの内容を専利公報に公告する。実務上、当該専利公報は届出手続が完了した後の1～2ヶ月以内に公告される。

4. 条例改正内容の紹介

4.1 改正の背景

2017年8月、米国トランプ大統領は米国通商代表部(USTR)に、対中制裁に関する301条調

査を行うよう指示した。2018年3月、USTRは調査の結果である「1974年通商法301条に基づく技術移転、知的財産、イノベーションに関する中国の法律、政策及び慣行に関する調査結果」(以下、「301条調査報告書という」)を発表した。

301条調査報告書は6章に分かれ、中国に対して、①不公正な技術移転、②差別的なライセンス規制、③米国知的財産権及び先進技術の取得のため国外への投資を企業に指示する中国政府の行為、④米国の商業コンピュータネットワークへの違法侵入、⑤技術移転及び知的財産分野に関するそのほかの内容との5点を問題視している。上記②の「差別的なライセンス規制」について、米国は、中国「技術輸出入管理条例」及び「契約法」における技術改良の所有権及び賠償責任の帰属に関する規定が中国国内企業優遇に偏っており、外国企業に対して差別的な規制があると指摘した¹⁾。

一方、中国の国際技術市場における地位向上及び中国企業の技術移転による経験の積み重ねに伴い、中国企業は技術輸入者としての対価交渉能力が高まっている。

これを背景に、本条例は施行以来、初めて改正されることとなった。

4.2 改正の内容

今回の改正は、一部の条項の番号調整のほか、実質的な改正は、次の3条項の削除にある。

第24条3項：技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。

第27条：技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。

第29条：技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

- (1) 譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること。必須ではない技術、原

材料、製品、設備又はサービスの購入を含む。

- (2) 譲受人に専利権の有効期間が満了し又は専利権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること。
- (3) 譲受人が譲渡人に提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること。
- (4) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に類似し又は競合する技術の取得を制限すること。
- (5) 譲受人に原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不合理に制限すること。
- (6) 譲受人に製品の生産高、品種又は販売価格を不合理に制限すること。
- (7) 譲受人に輸入した技術を駆使し、生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

4. 3 改正の影響と留意点

(1) 第24条3項の削除による影響

第24条3項は、第三者の権利を侵害する場合の侵害責任負担に関するものである。

中国「契約法」第353条により、技術ライセンスの場合、権利侵害責任は、原則としてライセンサーに帰するが、別途約定することができる。

一方で、「契約法」第355条では、技術輸出入契約に関して他の法令等に規定があればそちらが優先されることとなっている。そのため、技術輸入にかかる場合、条例の改正前は、条例第24条3項に基づき、当事者間の約定にかかわらず、権利侵害責任は、強制的にライセンサーに負わされる。

「富士化水」事件（一審：福建省高等裁判所（2001）閩知初字第4号、二審：最高裁判所（2008）民三終字第8号）以降、第三者の権利

を侵害した場合の責任負担を排除できないリスクを危惧して、中国企業への技術譲渡又は許諾を慎重に行う外国企業は多くなった。

当該事件では、武漢晶源環境工程有限公司（以下、「晶源社」という）は、ZL95119389.9号「曝気法海水排煙脱硫方法及び曝気装置」発明特許の特許権者である。中国華陽電業有限公司（以下、「華陽社」という）は発電所を建設したところ、現地環境保護局より、排気脱硫装置の増設を義務付けられていたので、技術調査と検討したうえ、華陽社が富士化水工業株式会社（以下、「富士化水社」という）に「排気脱硫装置」を発注し、技術移転契約を締結した。晶源社は華陽社に侵害への警告をしたが、双方の交渉が最終決裂したので、晶源社は福建省高等裁判所（以下、「一審裁判所」という）に発明特許侵害の理由で、華陽社と富士化水社を提訴し、差し止めおよび7,600万元の賠償金を請求した。

一審裁判所は、審理したうえ、富士化水社が華陽社に提供した海水排煙脱硫技術に体现されている技術構成要件が晶源社の特許クレーム1に記載されている構成要件と同一であり、富士化水社が華陽社に提供した海水排煙脱硫装置の技術構成要件が晶源社の特許クレーム5に記載されている構成要件とは、一部が同一であり、一部が均等であるので、侵害となると判断した。

また、富士化水社と華陽社との販売契約の知財関連規定において、提供者が提供した設備における商標、専利または関係設計は他人の権利を侵害する場合、提供者がすべての責任を負担し、かつ、購入者を免責することを保証することを明確に約定していたので、一審判決において、上記契約における権利瑕疵担保条項に基づいて華陽社の賠償責任を免除した。一審判決の要旨として、富士化水社の侵害行為の中止、富士化水社に損害賠償金として、5,061.24万元の支払い、華陽社の特許使用料として、2000年2月より、年間48万元の支払い（公共社会の利益

を優先するため、発電所の稼働停止は命じられなかった)などを命じた。

双方とも不服として、最高裁判所(以下、「二審裁判所」という)に上訴した。二審裁判所は、侵害となるとの結論を維持し、賠償責任に関して、華陽社と富士化水社が共同して侵害行為を実施したので、連帯責任を負担しなければならず、一審判決が契約の瑕疵免除条項により華陽社の賠償責任を免除したことが不当であると判断し、「華陽社が富士化水社とともに連帯賠償責任を負うが、賠償責任を負った後に富士化水社に求償権を行使できる」との判決を下した。上述のように、実際には、上記の「富士化水」事件では第24条3項の適用は、技術及び装置の提供者である富士化水社が侵害責任を負うとされた原因ではなく、当該事件では、侵害被疑設備は富士化水社から導入され、富士化水社は工事現場における装置の実装、試運転及び性能テストに対する監督を行っていたため、華陽社と侵害行為を共同で実施したとされ、連帯責任を負うと判断されたのである。

上記事件は、第24条3項の適用によって、ライセンサーが第三者の侵害責任を負うケースではないが、結果としては、技術提供者の富士化水社が第三者の専利権の侵害による莫大な金額の賠償責任を負わなければならないことになるため、その後、技術提供者としての外国企業が第三者の侵害リスクについて高い関心を払うこととなり、このようなリスクの回避についても検討されていた。当時、条例は強行法規であり、条例に当事者同士で約定できることが明示されていない場合、約定により条例の適用を排除するか、又は条例の適用を回避するために準拠法を約定することはいずれも違法とされるリスクがあるという見解が主流だった。このため、第24条3項の規定、特に契約法に比べて当事者間で自ら約定することが許されないという内容は、外国企業から強く指摘されていた。

今回の改正では、当該条項の削除によって、技術輸入であっても、国内のライセンス契約や技術輸出契約と同じく、権利侵害の責任を約定できることが明らかになった。現在では、技術譲渡又は許諾契約において責任を負担する当事者及び負担の範囲を明確に約定することによって、リスクを管理できるようになる。そのため、技術輸入が増える見込みである。

ただし、当該条項が削除されても、中国契約法の規定によれば、別途約定がなければ、権利侵害責任はライセンサーに帰するので、契約に明確に約定することが重要である。

実務には、ライセンサーが簡単に自分から責任を負担することを認めるとは考えられないが、交渉が必要である。少なくとも責任負担の範囲、上限などを約定できたら、ライセンサーにとってリスクをコントロールできるだろう。

(2) 第27条の削除による影響

第27条は、改良技術の帰属に関するものである。

中国「契約法」第354条により、技術ライセンスの場合、改良技術の帰属に関して当事者の間で約定することができる。

一方で、上述の通り「契約法」第355条では、技術輸出入契約に関して他の法令等に規定があればそちらが優先されることとなっている。そのため、技術輸入にかかる場合、第24条3項と同様に、改正前の第27条には当事者間の約定の自由はないので、改良技術の成果は改良側に属することとなる。

実務では、改良技術の帰属に関して影響力の大きな紛争事件はなかったため、この条項は前述の第24条3項に比べて、議論がそれほど大きくなかった。しかし、当該条項の存在によって、ライセンサーによる技術改良によって技術が強制的に移転することを懸念する国外技術ライセンサーもいる。したがって、この条項も多く議

論されるものである。

改正後、当該条項の削除によって、技術輸出入でも、契約法の規定が適用され、改良技術の帰属を約定できることとなる。

ただし、本条項が削除されても、別途約定がなければ、改良技術の権利は、原則改良側に帰することに留意すべきである。よって、約定が重要である。

また、約定は互恵の原則に従わなければならない点にも留意する必要がある。

「技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する最高裁判所の解釈」第10条1項に規定された「(一) 当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、又は改良された技術の使用を制限する場合、あるいは、一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求すること、相互利益とならない技術譲渡、及び、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有することを含む双方の改良技術交換の条件が不平等である場合」は、契約法第329条にいう「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当すると認められ、約定が無効であると判断される恐れがある。

上記司法解釈の規定によると、改良技術の帰属について約定できるが、互恵の原則に違反する約定は、無効なものであると判断される可能性が極めて高い。したがって、ライセンサーとライセンシーは改良に関する不平等な約定をなるべく回避するとともに、契約の一方の当事者が改良した技術を無償で独占または共有することを要求するような約定内容も避けるべきである。

(3) 第29条の削除による影響

第29条は、約定禁止の制限的条項に関する規定である。例えば、譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めることは禁止されている。必須ではない付帯条件とは、必須ではない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入

を含む。

実務では、技術移転は、通常、技術実施に必要な原材料、製品、設備又は技術サービスの移転も同時に行われる。したがって、同時期に行われる原材料、製品、設備等の移転が合法かつ有効であるかを判断できないため、この条項も技術提供者が戸惑うところである。

今回の改正では、上記条項も削除された。実際には、その実質的な影響はあまりないと思われる。第29条の削除は、今後の技術輸入契約において当該条項に定めた制限的な内容を任意に規定できることを意味するわけではない。

その理由は、中国「契約法」第329条には、「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当する技術契約は無効であることが規定されているからである。

前述の「技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する最高裁判所の解釈」第10条には、「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当する場合が挙げられている。その範囲は実質的に、「技術輸出入管理条例」第29条の制限的条項が含まれているといえる。

掲げられた具体的な条項は次のことを含む。

- ① 必須でない技術、原料、製品、設備またはサービスの購入を要求する条項
- ② 専利権の有効期間が満了し又は専利権が無効宣告された技術について、ロイヤルティーの支払い又は関連義務の履行を要求する条項
- ③ 技術の改良、又は改良した技術の使用を制限する条項
- ④ 他の供給先からの技術に類似し又は競合する技術の取得を制限する条項
- ⑤ 原材料、部品、製品または設備を購入するルートへの不合理な制限に係る条項
- ⑥ 製品の製造数、品種、または販売価格への不合理な制限に係る条項
- ⑦ 輸入した技術を利用して製造した製品の輸出ルートへの不合理な制限に係る条項

- ⑧技術の譲受側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対し異議を申し立てることを禁止する又は異議申立に条件を付加する条項

よって第29条が削除されても、契約法及び上述した司法解釈の規定によれば、不公平な制限条項が依然として無効になる恐れがある。

技術移転と同時に行われる原材料、製品、設備等の販売等については、合理的な理由があり、販売の必要がある場合、例えば原材料、製品及び設備が輸入される技術の実施に必要なものであるか又は技術実施の効果を確保できるものである場合、上述した司法解釈に規定される不合理な制限に該当しない。したがって、第29条と契約法及び上述した司法解釈の規定いずれにおいても、公平合理及び信義誠実の原則に違反する不合理な制限のみが禁止されており、合理的な理由を有する制限条項は、当然無効になるとは考えられない。

(4) 既存契約への影響

今回の改正により、技術輸入契約も中国国内技術契約及び技術輸出契約と同様に、当事者間の意思が尊重されることとなった。当該改正によって、これまで議論されていた条例に規定されていた第三者の権利を侵害した場合の責任負担、改良技術の帰属及び制限的条項といった強行規定は効力を失うことになった。今後、技術輸入契約においても、「契約法」の規定に基づき、当事者は、譲渡又は許諾した技術が第三者の権利を侵害したときの侵害責任負担、改良技術の帰属について約定することができる。約定がない場合、「契約法」の規定に基づき、第三者の権利を侵害したときの侵害責任は譲渡人が責任を負い、改良技術は改良側に帰属する。

この「国务院が一部の行政法規を改正することに関する決定」は、公表した日から発効する。この改正の遡及効も多くの企業が関心を持つと

ころである。

実際には、既に締結して発効した技術輸入契約に対して、今回の法改正により、既存契約条項を自動的に変更にはならない。

しかし、既存契約に第三者侵害責任負担に関する約定又は改良技術の帰属に関する約定がある場合、これらの約定が改正前の条例第24条3項又は第27条の規定に抵触する場合、改正前はこれらの約定が無効とされるリスクがあったものの、改正によってかかる条項が削除されたので、「契約法」及び上述した司法解釈の規定に違反しない約定であれば、条例第24条3項又は第27条の規定との抵触を理由として無効にされることはない。

既存契約に第三者侵害責任負担に関する約定又は改良技術の帰属に関する約定がない場合、又は約定があるが、約定内容が改正前の第24条3項又は第27条の規定と一致する場合、これらの約定は依然として有効である。約定の変更を希望する場合、契約当事者同士が協議により契約を変更する必要がある。

また、今回の改正は、発効してから本稿執筆時点で約1年経過するが、改正をきっかけとして、契約の変更や再締結がなされている例はあまり聞かれない。しかし、改正後新たに締結した契約では、第三者の権利侵害への責任の負担や改良技術の帰属などが明確に約定されることが多くなると見込まれる。

5. おわりに

今回の「技術輸出入管理条例」の改正では、広く議論されていた3つの条項を削除したが、法律上の拘束力がなくなったというわけではない。今回の改正によって、技術輸入契約にも国内技術契約と同様の法律が適用され、当事者間の約定がより尊重されるようになったと思われる。

「条例」の改正のほか、「外国企業投資法」等の法律も制定され、「商標法」及び「不正競争

防止法」も改正された。改正内容には外国企業に広く注目を集めている商標冒認登録や営業秘密の侵害等に関する点が含まれている。「専利法」も改正中である。なお、2019年11月24日、国務院が「知財保護の強化に関する意見」を公布し、2022年までに権利侵害の多発現象を抑え、権利者の権利行使における「立証が困難、時間がかかる、コストが高い、賠償額が低い」などの問題を改善するとの目標を提出した。一連の法律の制定及び改正からも、知的財産保護の強化に対する中国の決意及び自信が浮き彫りにされている。

一連の措置を通じて、中国企業に向けた外国企業の技術移転の積極性が促され、国際貿易のグローバル展開に有利な影響を与えることが期待されている。

注 記

- 1) 任澤平, 澤平宏観
<https://mp.weixin.qq.com/s/KWsrhBNgCcce0XGYAD41bg>, 2018.09.07発表 (参照日: 2019.12.10)

(原稿受領日 2019年12月16日)

